

令和3年3月25日
財 務 省
農 林 水 産 省

独立行政法人農林漁業信用基金

農林漁業者等への資金繰り支援等について

独立行政法人農林漁業信用基金におかれましては、日頃より、農林漁業者等に対するきめ細かい配慮を行っていること承知してはいますが、新型コロナウイルス感染症の発生から1年以上が経つ中で、農林漁業者等への影響の長期化が懸念されること等を踏まえ、引き続き、農林漁業者等の業況を十分に把握した上で、追加融資も含めた資金繰り支援に全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応していただく必要があります。感染拡大防止と業務継続に取り組んでいただいているところ、重ねての要請となり恐縮ですが、下記の点に努めることを各農業信用基金協会に対して依頼しておりますので、保険・保証業務においても万全の態勢をおとりいただくようお願いいたします。

記

- (1) 農林漁業者等への資金繰り支援について、雇用調整助成金を含む各種支援策の支給までの間に必要な資金や年度末、更にはそれ以降必要な資金等も含め、金融機関との連携・協力を努めながら、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り、個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を図るとともに、農林漁業者等の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症対応資金等の審査に当たっては、現下の財務状況や過去の貸出条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、農林漁業者等の特性や経営実態、経営改善への取り組み等を十分に踏まえた判断を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響により、農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、感染症の影響を受けている農林漁業者等に対し、最大限の配慮を行うとともに、返済期間・据置期間が終了する既往債務について、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。また、据置期間終了後の返済負担が重

くなることを懸念して、据置期間の延長を躊躇う農林漁業者等からの相談については、個々の実情に応じて返済期間の延長等を提案するなど農林漁業者等に寄り添った親身な対応を行うこと。